

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

(1) 基本的な考え方

[いじめの定義]

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

[基本的な方針]

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえるとともに、学校は、生徒が安心・安全に生活でき学習できる場でなくてはならない。このようなことから、『すべての生徒がいじめを行わない』、『いじめを認識しながら放置しない』及び『いじめに関する生徒理解を深める』等、以下の基本方針でいじめ防止等のための対策を行う。

- ① いじめは人権侵害または犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的、組織的に取り組むとともに、いじめ事案に対しては全件組織的対応を行う。
- ② 学級、学年、部活動等、学校教育活動全般において、望ましい集団づくりに努める。
- ③ 生徒や保護者との信頼関係づくり、関係機関や地域との連携協力に努め、社会全体で生徒の健全育成を図ると共に、いじめを許さない社会の実現に努める生徒の育成を図る。

[いじめの判断]

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。	
○いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることを鑑み、それだけに限定しない。 例①いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例②ネットで悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要
○けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するかを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害生に着目する。
○いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

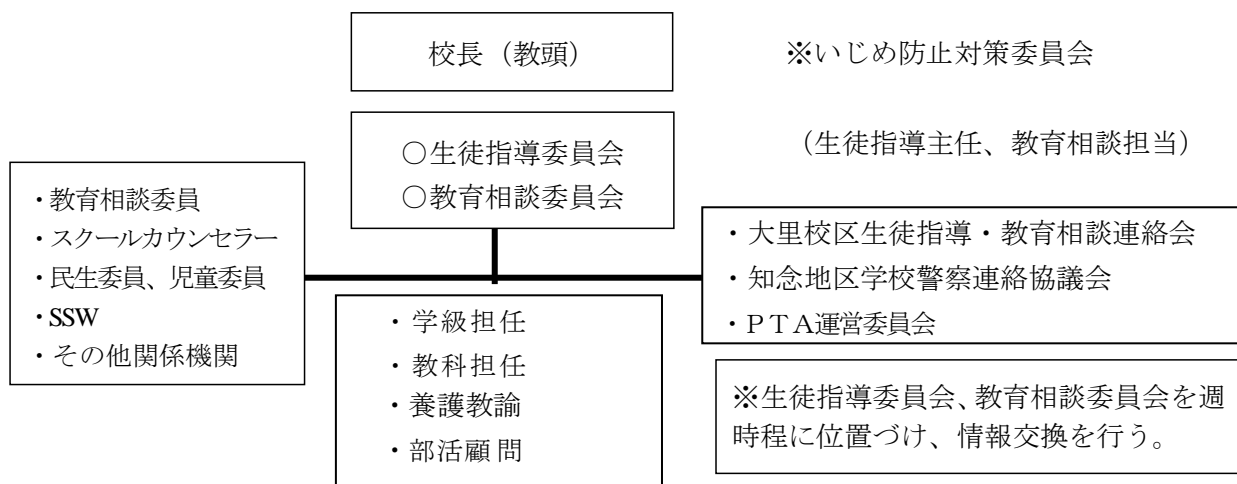
具体的ないじめの様態（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨性的ないたづらをされる

(2) いじめの防止等のための組織図

次の組織を構成し、いじめ防止対策を組織的、計画的に実践する。



○ [組織の役割]

- ・学校生活全般において、生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために学級、学年、部活動など、情報を収集・共有して迅速に適切な早期対応、早期解決を図る。
- ・いじめ事案発生に対して、全件組織的な対応を行う。
- ・生徒、家庭、地域に向けて、いじめ防止の啓発活動を行う。
- ・教職員に対して、いじめ防止のための事例研修等を行う。
- ・「抱え込み」は、法律に反する行為である。※いじめの情報共有は法律に基づく義務であり、公立学校の教職員が怠ることは地方公務員法上の懲戒処分となります。（文科省通知）

(3) いじめ防止対策委員会

いじめの早期発見、早期対応のために、日常的ないじめ防止委員会を組織する。

[日常的な組織]

- [教育相談の観点からいじめ防止] 毎週木曜日__校時
 - ※ 教育相談の観点から、いじめの事前防止、情報交換等を行う。
 - [参加者] 校長、教頭、教育相談担当、生徒指導主任、各学年教育相談担当、養護教諭
SSW、SC、市教育相談員
- [生徒指導の観点からいじめ防止] 毎週金曜日__校時
 - ※ 生徒指導の観点から、いじめの事前防止、情報交換等を行う。
 - [参加者] 校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、SSW

(4) 「いじめ防止」の取組

- ① すべての教育活動を通して、「思いやり」「感謝」の心など、生徒の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 「道徳科」「特別活動」「学級活動」「部活動」等の指導を通して、人権意識の高める。
- ③ 保護者、地域関係者との連携を図り、生徒の健全育成のための自主的活動を支援する。
- ④ 学級、学年、全体講話等を通して、いじめ防止の重要性を理解させる。
- ⑤ インターネット・SNS等に関わるいじめ防止のため、「総合的な学習の時間」「情報」の時間などにおいて「情報モラル教育」・「SNSトラブル防止教室」を充実させる。

(5) 「早期発見」の取組

- ① いじめ防止及び早期発見のための定期的なアンケート調査（毎月1回）を実施する。
- ② 相談体制を整え、生徒及び保護者等がいじめに係る相談をしやすいようにする。
- ③ 学級担任会及び部活動顧問会において、生徒の変容や情報交換を行う。
- ④ 保健室における生徒の健康観察及び生徒の変容等の情報交換を行う。

(6) 「いじめに対する措置」

- ① いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため保護者と連携を図りながら継続的に指導する。
- ③ いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、所轄警察署と連携し対応する。

(7) 重大事態への対応

「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、「重大事態」として以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を南城市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に速やかに対応する。
- ③ すみやかに「重大事態いじめ対策委員会」を招集し対応する。
- ④ 調査を実施し、いじめを受けた生徒・保護者、及び関係者に事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。

(8) 重大事態いじめ対策委員会

重大事態が発生した場合は、すみやかに以下のとおり、学校職員、行政、地域関係者、及び有識者等の第三者を加えたメンバーで構成した「重大事態いじめ対策委員会」を招集し、対応する。

- ① [学校関係者]
 - ・校長、教頭、教育相談主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、関係職員
- ② [地域関係者]
 - ・民生委員、児童委員、交番巡査等
- ③ [行政関係者]
 - ・市教委担当指導主事、市教育相談員、教育事務所相談員、スクールカウンセラー等
- ④ [有識者]
 - ・市教委専任の有識者、弁護士等
- ⑤ [その他]
 - ・その他、いじめの形態等に応じて関係者を加える

(9) 年間計画

生徒一人一人の健全な育成及び「いじめ」のない集団の育成を図るため、下記のとおり日常的、計画的に取り組む。

【日常的、定例的な活動】

- ① 毎週実施（担任会、教育相談委員会、生徒指導委員会）
- ② 毎月1回「人権の日」：いじめ等の人権に関わる放送読書を実施
- ③ 個人面談、教育相談の実施（学級担任）
- ④ 生活アンケート
- ⑤ 教育相談アンケート
- ⑥ いじめに関するアンケートの実施 6・11・2月（保管義務有り：実施後5年間）
- ⑦ 人権に関する取組
 - 5月：いじめについて（道徳）
 - 6月：人権教育（平和教育）
 - 7月：人権作文の取り組み（社会科担当、学級担任）
 - 10月：人権に関する学校図書を紹介
- ⑧ 校長講話、学年講話等（年1回、いじめや人権問題を取り上げる。）

【校内研修】

「いじめ防止に関する事例研修（1回）」

【年間の取組のまとめと評価】

「学校評価、次年度準備委員会」 [11月～2月]